

目 次

○第1号（3月28日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第36号 榛東村自然エネルギー推進等に関する条例の制定に ついて	3
日程第 4 議案第37号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第14号） について	10
閉 会	11

平成24年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成24年3月28日（水曜日）

議事日程 第1号

平成24年3月28日（水曜日）午後2時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第36号 榛東村自然エネルギー推進等に関する条例の制定について

日程第 4 議案第37号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第14号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	松下晴一君	基地・財政課長	早川雅彦君
税務課長	稲村智巳君	住民生活課長	青木繁君
子育て・長寿支援課長	清水誠治君	健康・保険課長	山本比佐志君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	小野関均君	会計課長	立見清彦君
教育長	阿佐見純君	教育委員会事務局局長	萩原正夫君

事務局職員出席者

事務局長	新藤彰	書記	富澤美由紀
------	-----	----	-------

◎開会・開議

午後2時開会・開議

○議長（高橋 正君） それでは、平成24年第1回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成24年第1回臨時議会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本議会に提案されます議案は、榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例の制定について、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第14号）についての2議案が上程されます。議員各位におかれましては、十分審議を願い、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げます。

初春とはいえ、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、体調には十分留意され諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年第1回榛東村臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は、全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下、管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した日程に従い、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。9番 牧口又一君、10番 松岡好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

第1回臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第36号 榛東村自然エネルギー推進等に関する条例の制定について

○議長（高橋 正君） 日程第3、榛東村自然エネルギー推進等に関する条例の制定について、議案第36号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

新藤事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

松下総務課長。

〔総務課長 松下晴一君発言〕

○総務課長（松下晴一君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

自然エネルギーの推進に関し、普及啓発、活動支援、関連産業の振興等を行うとともに、大規模太陽光発電設備等への固定資産税の課税免除制度を制定するものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

条例案でございます。

榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例。

趣旨。

第1条 この条例は、東日本大震災の発生に起因する福島第一原子力発電所の事故を受けて、再生可能エネルギーへの転換が急務となった現下において、地球規模で限りある資源と良好な環境を次代に引き継ぐために有効な自然エネルギーの推進等に関し、必要な事項を定めるものとする。

用語の定義。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然エネルギー 太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーのことをいう。

(2) 自然エネルギーの推進等 自然エネルギーの推進を目的とする普及啓発、活動支援、関連産業の振興等をいう。

(3) 大規模太陽光発電設備等 最大出力が500キロワット以上の発電設備（発電設備と同時に設置される付属機器設備を含む。）をいう。

(4) 事業者 法人又は事業を営む個人をいう。

(5) 設置対象者 大規模太陽光発電設備等を新たに村内に設置した事業者をいう。

普及啓発。

第3条 村長は、村民及び事業者が自然エネルギーの必要性について理解を深めるとともに、これらのものが自発的に活動を行おうとする意欲が増進されるよう普及啓発に努めるものとする。

活動支援。

第4条 村長は、村民及び事業者が行う自然エネルギーに関する自発的な活動に対し、必要な支援

を行うよう努めるものとする。

関連産業の振興。

第5条 村長は、自然エネルギーに関する産業の振興のため、事業者が行う活動について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

表彰等。

第6条 村長は、自然エネルギーの推進に関して特に功績があると認められるものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

固定資産税の課税免除。

第7条 村長は、設置対象者の大規模太陽光発電設備等に係る固定資産税について、地方税法第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することができる。

2項 前項の課税免除は、大規模太陽光発電設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3年度に限り行う。

課税免除の申請。

第8条 課税免除を受けようとする設置対象者は、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは、課税免除を決定するものとする。

設置対象者の地位の承継。

第9条 設置対象者は、合併、譲渡その他の事由により当該大規模太陽光発電設備等を他の事業者へ承継することになったときは、あらかじめその旨を村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

課税免除の決定の取消し等。

第10条 村長は、第8条第2項の規定により決定を受けた設置対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、課税免除した固定資産税相当額の全部または一部を賦課徴収することができる。

(1) 課税免除した期間において、当該大規模太陽光発電設備等の稼働を理由なく休止したとき又はこれと同様の状態にあると村長が認めたとき。

(2) 課税免除した期間において、大規模太陽光発電設備等を撤去したとき又はこれと同様の状態にあると村長が認めたとき。

(3) 課税免除した期間において、前条第2項の規定による村長の承認を得ないで大規模太陽光発電設備等を第三者に譲渡したとき。

(4) 設置対象者が課税免除の辞退を申し出たとき。

(5) その他課税免除をすることが適当でないとして村長が認めたとき。

報告及び調査。

第11条 村長は、設置対象者に対し、大規模太陽光発電設備等の設置及び稼働の状況について報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行うことができる。

委任。

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

4ページお願いします。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

榛東村自然エネルギーの推進等に関する条例ということで、この中の第4条、第5条、活動支援と関連産業の振興という部分で、ちょっとこの文言だとわかりづらい部分があって、具体的にどういった活動に対して、どういった支援を行うのか、そのあたり、なんか当てはまるものが例えばこういうことだというのがあれば、ちょっと具体的に教えていただきたいんですけども、お願いします。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） お答えします。

第4条のほうは、例えば商工会等はイベントだとか、そういうふうなときにあるいは会議室だとか、そういうふうなものを使うときには、一生懸命応援をさせていただきたいというふうに我々も思っております。

なお、5条についてはこの500キロワット以上というんですか、そういうふうな形でこれからも出てくる可能性があります。そういうふうなときに今回の場合には、ソフトバンク社を誘致したわけなんですけれども、それと同様な形で支援をしてまいりたいと、あるいは写真クラブだとか絵画クラブだとかそういうふうなものが、絵をかいたとか、そういうふうなものに関しての支援とか、そういうふうなもの、いろいろなもの幅広く想定して、文書ははっきり明確にそれをしますと、それ以外に条例というのは使えなくなりますので、ある程度ぼかしながら、特に村民がそういうふうな形での啓発運動とかそういうふうなものに関しては非常に今まで以上な形で援助していきたいというふうに思って、こういうふうな書き方をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 副村長のお答で、幅広い活動、村民なり事業主なりの活動に支援ということなんですけれども、実際に財政的な支援という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 今のところ、金銭のかかわるようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 財政的な部分ではなく、例えばそういう活動を行うときの場所を村で貸してあげたりとか、そういった範囲内での支援ということでしょうか。

〔「はい、そのとおりです」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 1つお伺いします。

固定資産税が免除になりますけれども、これが1年目で課税が、するとすれば幾らなのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 普通の建物と同じで、仕上がった段階で税務課のほうで査定しますよね。あと設置者のほうから、幾らで上がったとそういうふうな形の中から当村の税務課の査定に対しての形になってまいりますので、あとは1月1日でしたかね、そういうふうな形になると思います。今幾らというような形は申し上げることはできません。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

2ページの第2条（1）の「太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど」とあるんですが、榛東で太陽光の次に一番期待できるのが、小水力だと思うんですが、この中に具体的に水力をいれておいてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 今の「など」という形の中に、小水力も当然含まれてくるものと思います。そういうふうな形で理解をしていただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 榛東村で期待できるのが、太陽光の次に小水力だと思われまので、「など」ではなく「水力」もこの中に明記してはいただけないでしょうか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 貴重な意見ありがとうございます。「など」でなく、「水力」とはつきり銘打って、入れさせていただきます。

追加で……

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ですから、バイオマスのあと……

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時13分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほど水力も入れますというお話でございましたけれども、いろいろの都合によりまして取り消させていただきます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 第4条ですけれども、村長は、村民及び事業者の云々に対して必要な支援を行うよう努めるものとするを書いてあります。それで、第2条（5）に、設置対象者として、大規

模太陽光発電と掲げてあるんですけれども、村民が実際その太陽光発電する場合、大規模発電というのはちょっと手が届かない範囲があるので、例えば耕作放棄地を5反歩とか2反歩とかした場合、その支援とか具体的に、例えばここにある固定資産税の免除とかそういうことが出てくると思うんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） そういう場合には、今回ソフトバンクに対してやってきたような形で、行政でできるものと同じような形で支援をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 例えば、耕作放棄地とか農地に適さない農地というのがございますけれども、農業委員会に提出した場合、未知的な要素があるんで、村からもこういうことに対してバックアップするような考え方を希望したいんですけれども、その辺村長どうですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にいい意見だと思います。

しかし、農業委員会法とかいろいろな農地法とかそういうものをクリアした後であれば、それは支援はできるというふうにお答えします。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 国もそんなような方向で動いていますから、ぜひその方向に持っていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 榛東村自然エネルギー推進等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第37号 平成23年榛東村一般会計補正予算（第14号）について

○議長（高橋 正君） 日程第4、平成23年榛東村一般会計補正予算（第14号）について、議案第37号を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

早川基地・財政課長。

〔基地・財政課長 早川雅彦君発言〕

○基地・財政課長（早川雅彦君） それでは、平成23年度榛東村一般会計補正予算（第14号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、繰越明許費の追加となっているものでございます。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正、追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名交通安全対策費、金額62万7,000円。この繰越明許費の追加につきましては、交通安全対策費の中で新井判塚地内に設置を計画しております駐輪場設置工事におきまして、用地の境界確定や分筆交換登記に時間を要したことから工事部分の年度内完了が見込めなくなったために、繰越明許の手続きをとらせていただくものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 平成23年度榛東村一般会計補正予算（第14号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（高橋 正君） 全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

- 議長（高橋 正君） 以上で、本日付議された案件はすべて終了いたしました。
会議を閉じたいと思います。
以上で、平成24年榛東村議会第1回臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。
午後2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 牧 口 又 一

榛東村議会議員 松 岡 好 雄